平成２３年（フ）第１８８号
長野市大字平柴1685番地２
債務者　渡邉　　哲
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
長野市大字平柴1685番地２
債務者　渡邉　春子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
長野県塩尻市大字洗馬4436番地イ号
債務者　上條　博志
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１４８号
長野県松本市寿台８丁目６番12号　寿団地798号、前住所長野県松本市大字島立4294番地１
債務者　二山　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２０９号
長野県松本市城東２丁目１番30号
債務者　木村　俊夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２１０号
長野県松本市元町３丁目７番Ｃ―202号
債務者　中川　　晋
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２２０号
長野県塩尻市大字広丘原新田224番地30　八広荘
債務者　長巾　広徳
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６５号
岐阜県可児郡御嵩町中2403番地２グレースヴィラニシカワ202号、住民票上の住所岐阜県可児郡御嵩町中2403番地２
債務者　ワタナベ技建こと　渡邉　悦充
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１２５３号
名古屋市千種区豊年町３番18号都通団地１―412号
債務者　長谷川一美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８７０号
愛知県半田市横川町１丁目28番地　グランコート横川105号
債務者　増田　賢二
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８９２号
愛知県春日井市松新町２丁目21番地
債務者　福盛　浩一
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４８号
名古屋市中川区高畑４丁目194番地　市営新高畑荘１棟702号
債務者　杉浦由佳里
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６７号
名古屋市北区大曽根４丁目18番31号　ドゥ・エトワール401号
債務者　大川　浩一
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０３１号
名古屋市昭和区天神町２―14―２　セジュール天神パーク201、住民票上の住所東京都調布市富士見町２丁目２番地の46
債務者　上原　博之
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１５号
名古屋市西区笠取町２丁目116番地　グレイスセブン203号
債務者　野澤　　智
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２号
三重県名張市蔵持町原出444番地３　ドミールアローウィステリア203号
債務者　藤本　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１７２号
三重県桑名市大字桑部867番地２
債務者　浦　　時生
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係